

平成十八年十一月二十日

第六十四回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場

目 次

一 .	開 会	一
二 .	市 場 長 あ い さ つ	二
三 .	新 任 委 員 の 紹 介	四
四 .	会 長 ・ 会 長 代 理 の 選 出 に つ い て	四
五 .	審 議 事 項	七
	東京都卸売市場整備計画（第八次）の一部変更について	

六．	報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十四
	豊洲新市場の整備について	

七．	閉　　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四十一
----	------------------------------	-----

日時 平成十八年十一月二十日（月） 午後一時十五分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十二階 特別会議室 A

出席者

会 長	高 橋 俊 龍	元東京都副知事
会 長 代 理	大 森 國 裕	（財）東京都弘済会相談役
委 員	福 田 順 子	城西国際大学福祉総合学部教授
〃	横 山 彰	中央大学総合政策学部教授
〃	大 北 恭 子	東京都地域婦人団体連盟常任委員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	渡 辺 幸 子	多摩市長
〃	石 井 義 修	東京都議会議員
〃	くまき 美奈子	東京都議会議員
〃	崎 山 知 尚	東京都議会議員
〃	渡 辺 康 信	東京都議会議員
幹 事	比留間 英 人	東京都中央卸売市場長
〃	高 津 満 好	東京都中央卸売市場管理部長
〃	大 橋 健 治	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	越 智 利 春	東京都中央卸売市場調整担当部長

〃	大 野 精 次	東京都中央卸売市場新市場担当部長
〃	後 藤 正	東京都中央卸売市場新市場建設調整担当部長
〃	河 村 茂	東京都中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）
〃	荒 井 浩	東京都中央卸売市場事業部長
〃	宮 川 雄 司	東京都生活文化局消費生活部長
〃	橋 本 栄 良	東京都都市整備局都市基盤部施設計画課長 (都市基盤部長の代理出席)

第六十四回東京都卸売市場審議会

午後一時十七分 開会

一、開 会

- 大野書記 大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会をただいまより始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、当審議会の書記を仰せつかっております管理部市場政策課長の大野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条の規定により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいま十名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。このため審議会を始めさせていただきます。

なお、本日は上原委員、近藤委員、鈴木委員が所用のため欠席されております。また、崎山委員及び石井委員は少々遅れて参られます。

次に、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は、既にお手元に配付してございます。順に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書

記名簿」「座席表」「審議会条例」「資料一」「資料二」「資料三」「資料四」、以上でございます。また、参考資料としまして第八次東京都卸売市場整備計画の冊子を卓上に配付しております。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

以上、資料の確認でございました。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、幹事及び書記の変更がございますが、こちらの内容は、お手元の「幹事・書記名簿」をもちましてご紹介に代えさせていただきます。

本年二月に審議会委員の改選がございました。今回は改選後初めての審議会でございますので、東京都卸売市場審議会条例第五条の規定に従いまして、後ほど皆様の互選により会長職の選出をお願いすることとなっております。それまでの間、大変恐縮ではございますが、当審議会の幹事でございます大橋市場政策担当部長が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大橋幹事　ただいま紹介のありました市場政策担当部長の大橋でございます。

皆様に会長をお決めいただくまでの間、僭越ではございますが、私が進行役を務めさせていただきます。

二、市場長あいさつ

○大橋幹事　それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、比留間中央卸売市場長よりごあいさつを申し上げます。

○比留間幹事　中央卸売市場長の比留間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には、第六十四回東京都卸売市場審議会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

近年、流通環境が急激に変化いたします中、卸売市場を取り巻く環境は厳しさを増してございます。特に、市場外流通の増大に伴い、卸売市場経由率の低下傾向が続くなど、生鮮食料品流通の太宗を担う卸売市場の活力の維持が大きな課題となっております。

このような状況を踏まえまして、卸売市場として生産・消費両サイドのニーズを的確に把握し、いかに迅速に対応するかが問われており、卸売市場は今まさに変革の時期にあると考えてございます。

そのため、都は市場の再編・統合など第八次卸売市場整備計画の着実な実施、そして平成二十四年度開場に向けた豊洲新市場の建設の推進などの課題に取り組んでいるところでございます。

このような中で、当審議会が果たす役割は極めて重要でございまして、委員の皆様方におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会は、委員改選後の初めての開催となりますので、会長及び会長代理の選出をお願いいたしますとともに、第八次東京都卸売市場整備計画の一部変更についてご審議をいただき、あわせて豊洲新市場の整備についてご報告をさせていただきます。

まず、第八次東京都卸売市場整備計画の一部変更についてでございますが、同計画において「あり方を検討する」とした淀橋市場松原分場及び世田谷市場青果部について、将来の方向性を取りまとめたもので、整備計画の一部を変更したいと考えております。

次に、豊洲新市場の整備についてでございますが、豊洲新市場の開場に向けて関係業界と検討を重ねてまいりました結果、施設配置やPFI手法の導入などについて大筋の合意に至りました。

これらの議題の具体的な内容につきましては、後ほどご説明させていただきますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせて

いただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

三、新任委員の紹介

- 大橋幹事　続きまして、今回新しくご就任いただきました委員の方々をご紹介します。

大北委員でございます。

- 大北委員　よろしく願いいたします。

- 大橋幹事　崎山委員につきましては、後ほどお見えになってからご紹介させていただきたいと思います。

なお、前期より引き続き就任をお願いしております委員の皆様方につきましては、誠に恐縮ではございますが、お手元にお配りしてございます東京都卸売市場審議会委員名簿をもちましてご紹介に代えさせていただきます。

四、会長・会長代理の選出について

- 大橋幹事　それでは、次に会長の選任をお願いいたしたいと存じます。

本審議会の会長職につきましては、東京都卸売市場審議会条例第五条の規定によりまして、委員の皆様の互選により決定されることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。どなたかご推薦いただければ幸いに存じます。

伊藤委員、どうぞ。

- 伊藤委員　前期に引き続きまして、大変ご苦労様に存じますが、高橋委員にぜひ会長をお引き受けいただき

たいと存じます。いかがでございましょうか。

- 大橋幹事　　ただいま伊藤委員から会長推薦のお言葉がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 大橋幹事　　高橋委員、よろしゅうございますか。

- 高橋委員　　はい、承知いたしました。

- 大橋幹事　　それでは、皆様のご推薦及びご本人のご承諾がございましたので、高橋委員に会長職をお願いすることといたします。ありがとうございました。

高橋会長、早速でございませけれども、会長席にお移りいただきたいと存じます。

（高橋会長　会長席に着席）

- 大橋幹事　　それでは、会長が決まりましたので、私の進行役はこれで終わらせていただきます。以後の議事進行につきましては、高橋会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 高橋会長　　それでは、ただいまご指名をちょうだいいたしました。今日の就任に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

私が卸売市場審議会の委員に就任いたしまして七年が過ぎましたが、この間、当審議会におきましては、二度にわたり卸売市場整備基本方針を答申するなど、市場活性化に向けた提言を行ってまいりました。

しかしながら、卸売市場の活性化に向けた取組はいまだ途半ばにあると感じております。卸売市場経由率の低下や市場間格差の拡大といった厳しい状況が続いている中で、市場の再編・統合や豊洲新市場の整備など、卸売市場が抱える重要な課題に的確に対応して行くことが求められていると思います。

このような時期に会長職を引き続きお受けするわけですが、微力ながら委員の皆様の皆様のご協力を得まして審議が尽くせるよう取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

と存じます。

さて、それでは会長の職務代理者を選任いたしたいと存じますが、条例によりまして会長が指名することとなっております。恐縮ではございますが、私からご指名をさせていただきたいと存じます。

お忙しいところ大変ご苦勞に存じますが、大森委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋会長 ありがとうございました。

それでは早速でございますが、大森委員、どうぞ。

(大森委員 会長代理席に着席)

○ 大森会長代理 大森でございます。ただいま会長代理にご指名をいただきました。大変重責ではございますけれども、誠心誠意努力して、委員の皆様方のご支援をいただきながら会長を補佐してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 高橋会長 ありがとうございました。

○ 大橋幹事 事務局からご案内させていただきます。今回、新しくご就任いただきました崎山委員がお見えになっておりますので、ご紹介させていただきます。崎山委員です。

○ 崎山委員 どうぞよろしくお願いします。

○ 大橋幹事 以上でございます。

五、審議事項

東京都卸売市場整備計画（第八次）の一部変更について

- 高橋会長 それでは、お手元に配付申し上げております審議会次第に従いまして会議を進めたいと存じます。

本日の議題は、審議事項が一件、報告事項が一件でございます。

まず、一つ目の議題の東京都卸売市場整備計画（第八次）の一部変更につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

- 越智幹事 調整担当部長の越智でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から第八次東京都卸売市場整備計画の一部変更についてご説明させていただきます。それでは、座らせてご説明させていただきます。

今回の一部変更の内容は、淀橋市場松原分場の廃止と世田谷市場への統合についてでございます。説明の都合上、資料二のほうから説明させていただきます。資料二「世田谷市場青果部及び淀橋市場松原分場のあり方について」をご覧くださいと思います。

まず、両市場の現状でございますが、世田谷市場は昭和四十七年三月に荏原市場の三分場を整理、統合して設置されまして、敷地面積は四万四千四百八十二平方メートル、取扱品目は青果及び花きとなっております。平成十八年四月現在、青果部は卸売業者一社、仲卸業者十一社、関連事業者八社、売買参加者二百八十八名の市場関係業者がおります。世田谷市場青果部は、取扱高の減少が著しく、売買参加者も減少傾向にありまして、年間取扱量は平成十七年で四万三千百七十六トン、東京都全体の青果部に占める割合は約二％となっております、十年間で約五二％の減、売買参加者数も十年間で約四〇％減少しております。取扱数量の減少が売買参加者等の減少をもたらし、それがさらに取扱数量の減少につながるといった悪循環

環に陥っている状況にあります。

また、第八次の計画策定時に国が示しました再編基準の四指標のうち、三以上の指標に該当した場合には再編対象になりますが、既に二指標に該当しております。該当している指標は、青果物の取扱数量が年間六万五千トン未満であること、及び取扱数量が三年連続減少し、減少率が九・九％以上であることの二つでございます。さらに、取扱量や売買参加者の大幅な減少によりまして、施設に空きスペースが多くなっておりまして、施設が有効に活用されていない状況にもあります。このため、第八次東京都卸売市場整備計画の市場別整備計画では、「青果部の活性化のため、他市場との連携等、市場のあり方を検討する」としているところでございます。

一方、淀橋市場松原分場は、昭和十四年五月に淀橋市場の配給所として設置されまして、敷地面積は九千五百三十七平方メートル、取扱品目は青果のみでございます。平成十八年四月現在、卸売業者一社、仲卸業者四社、関連事業者二社、売買参加者百二十二名の市場関係者がおります。松原分場は取扱高が少なく、売買参加者は減少傾向にあります。年間取扱量は平成十七年で二万二千六百八十七トン、青果部全体に占めるシェアは一・〇％となっており、十年間で約一二％の減、売買参加者も約三九％の減となっております。また、市場規模が小さく、仲卸業者、売買参加者等が求める品揃えなどに十分に応えられていないことから、今後の発展が望めない状況にもございます。このため、第八次東京都卸売市場整備計画で「あり方を検討する」としております。

このような状況にございます両市場を活性化することが求められております。活性化を進めるに当たって考慮すべき点といたしまして、両市場とも取扱規模が少なく単独での活性化が困難であること、また、両市場の売買参加者が世田谷区及びその周辺に分布しており重なっていること、及び世田谷市場において市場関係業者を増加させることによりまして市場施設を有効活用することなどがあることなどが挙げられます。

さらに、両市場の売買参加者を中心とする市場関係業者から統合の要望があることも踏まえまして、松原分場を廃止し、世田谷市場に統合することとしたいと考えております。

統合後の世田谷市場青果部の将来像といたしましては、市場規模を拡大いたしまして、立地条件を活かした活力ある市場を目指してまいります。まず、集荷力の向上といたしましては、現在、両市場とも他市場からの転送品が多く、品揃えや価格の面で小売・売買参加者の方々の要望に十分に応えられていないことから、産地からの直接集荷体制を充実させまして、豊富な品揃えを実現できるようにしてまいりたいと考えております。また、東名高速の東京インターチェンジや環状八号線に近いといった交通アクセスの良さなどの立地条件を活かすとともに、市場施設の収容能力を活かした運営を行えるようにしていきたいと考えております。

次に、販売力の向上といたしましては、八十五万人の人口を抱えます世田谷区を中心とした周辺地域の消費者ニーズに的確に対応するとともに、潜在的な購買能力の高さなど、地域の特性を活かした販売力の強化と量販店などの新規顧客を獲得することができるようにしてまいりたいと考えております。

これらの将来像の実現によりまして、市場関係業者の経営基盤の強化を図っていききたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、東京都中央卸売市場条例の改正を平成十九年末に開催されます第四回の都議会定例会で提案する予定でございます。都議会で可決していただければ、平成二十年三月三十一日に淀橋市場松原分場を廃止いたしまして、同年四月一日に淀橋市場松原分場を世田谷市場に統合いたします。この結果、東京都中央卸売市場の分場はすべてなくなるということになります。

次に、これに伴います整備計画の一部変更箇所についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料一と参考として机上に配付してございます第八次整備計画の冊子を併せてご覧いただきたいと思います。

冊子の二十一ページをお開きいただきたいと思います。「四 卸売市場配置計画」における「(一) 中央卸売市場」の表の欄外に(注二)といたしまして、「淀橋市場松原分場は、平成十九年度末で廃止する。」と新たに記載いたします。

次に、三十一ページをお開き願います。「第六 市場別整備計画」の「一 中央卸売市場の整備 (六) 淀橋市場」の最後にあります「松原分場については、あり方を検討する。」の記述を、「松原分場については、平成十九年度末で廃止し、世田谷市場に統合する。」に変更いたします。

次ページをお開き願います。「(九) 世田谷市場」の項でございますが、「青果部の活性化のため、他市場との連携等、市場のあり方を検討する。」を、「青果部の活性化のため、平成二十年四月に淀橋市場松原分場を統合する。」に変更いたします。

最後に、四十二ページをお開き願います。「別表二 各市場別整備計画」の表の淀橋市場の事業内容の欄に「松原分場の廃止」、工期等(目途)の欄に「平成十九年度」、四十三ページの世田谷市場の事業内容の欄に「淀橋市場松原分場を統合」、工期等の欄に「平成二十年度」を加えます。

以上が第八次東京都卸売市場整備計画の一部変更の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から報告のありました第八次卸売市場整備計画の一部変更につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、崎山委員。

○崎山委員 廃止になる淀橋市場松原分場の跡地はどういう形で利用されようというふうに予定なさっているのかお伺いしたいんですが。

○越智幹事　　淀橋市場松原分場の跡地につきましては、現在のところどのようにするかについてはまだ未定でございます。

○高橋会長　　未定だそうですがよろしいですか。ほかにありませんか。

○崎山委員　　いや、いいです。

○高橋会長　　ほかの先生方はどうですか。

はい、どうぞ、渡辺先生。

○渡辺（康）委員　　一つだけお聞きしますが、この分場の統合ということについて、当事者の意向というんですかね、その経過をちょっと知らせていただきたいと思いますし、この統合については国の指導というか、そういうものもあるのかどうなのか、その辺もちょっとお聞かせください。

○高橋会長　　はい、越智幹事。

○越智幹事　　第八次卸売市場整備計画の段階で、市場のあり方を検討するという方向で進めておりまして、関係業者につきましては、世田谷市場につきましては、仲卸業者、売買参加者、関連事業者等とも話を重ねまして、最終的に、松原分場を統合していただきたいという要望書をいただいております。それから、松原分場につきましても、売買参加者を中心とした方からも、いろいろお話し合いを何度も重ねた結果、この団体の方からも要望書をいただいております。卸会社、二社ございますが、淀橋市場につきましては東京新宿ベジフル、世田谷市場については荏原青果でございますが、この両者につきましても、具体的に松原分場とそれから世田谷市場を活性化していくという意味での話し合いを重ねさせていただきまして、最終的に合意に至ったということでございます。

国の指導は、三指標の場合でございますが、今回の場合は二指標でございます。三指標に該当しなくても、そういう場合はできるだけ再編等を進めるのが望ましいという言い方をしております。

○ 渡辺（康）委員 三指標を言ってください。

○ 越智幹事 三指標でございますが、四指標ございまして、そのうちの三指標に該当する場合のことでございますが、まず指標一でございますが、取扱数量が中央卸売市場にかかわる開設区域内における需要量未満であることでございます。それから、指標二が、取扱数量が、青果物にあっては六万五千トン未満、水産物にあっては三万五千トン未満、花きにあっては六千万本相当未満であることです。それから、指標三におきましては、取扱数量が直近で三年連続して減少し、かつ三年前を基準とする取扱いの減少が、青果物にあっては九・九％以上、水産物にあっては一五・七％以上、花きにあっては七・四％以上であることということでございます。それから、指標四でございますが、これは一般会計からの繰出金が直近で三年間連続して総務省の定める繰出しの基準を超えているということと、取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で三年間連続して流動比率や自己資本比率の基準を下回るか、あるいは経常損失を抱えているといったような内容の指標でございます。

○ 高橋会長 はい、渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 そういう指標ということから見るとかなり大きく下回っているという話は伺ったわけですが、実際問題として私一つ思うのは、この二つの市場が統合して卸が一つになりますよね。これは卸が一つになるということがどういう効果をもたらすのかという点ではよくわからないんですが、本来は二つあって、お互いに競争して安く、いわゆる都民の台所にと、こういうことになるんだろうと思うんですけれども、一つということになると独占的なものになりますよね、正直に言って。そうすると、競争というか、できるだけ新鮮なものを安く都民に提供するという、そういう観点から言ったら一つということは望ましいのかどうなのかという点ではちょっと疑問があるんですけれども、その辺はどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○ 高橋会長 越智幹事。

○ 越智幹事 今回の淀橋市場松原分場と世田谷市場の青果部の統合につきましては、卸会社が一社になるというふうにまだ決まっているわけではございません。今、卸会社同士で売買参加者、仲卸さんたちに迷惑がかからないような形はどういうものかということで、協議しているところでございます。もともと松原分場は一社、それから世田谷市場も一社でございますけれども、そういう意味で今後の協議の結果をまた受けまして、いろいろと私どもとしても指導なり調整なりしてまいりたいというふうに考えております。

○ 高橋会長 渡辺委員、よろしいですか。

○ 渡辺（康）委員 はい。

○ 高橋会長 ほかの委員さん、どうでしょうか。

ございませんか。ほかにご質問、ご意見がないということでよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○ 高橋会長 そうですか。それではこれをもって第八次卸売市場整備計画一部変更につきましてご意見やご要望をいただきましたが、原案のとおり了承ということでよろしいでございましょうか。

はい、渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 私、態度保留にさせていただきたいと思います。

○ 高橋会長 そうですか。渡辺委員は態度保留ということでございますが、そのほかの先生方、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋会長 それでは、異議なしとのことでございます。渡辺先生は保留ということでございます。東京都に

おかれましては、本日の審議会で出されました意見を踏まえまして進めていただきたいと、こういうふう
に存じます。

六、報告事項

豊洲新市場の整備について

○高橋会長 それでは、続きまして二つ目の議題の豊洲新市場の整備につきまして、事務局から説明をお願い
いたします。

○大野幹事 新市場担当部長の大野でございます。

私のほうからは豊洲新市場の整備につきましてご報告させていただきます。着席してご報告させていた
だきます。

お手元に資料三「豊洲新市場の整備について（概要）」、それから資料四「豊洲新市場の整備について」
を配付してございます。資料三の概要に沿ってご説明させていただきます。一ページをお開きいただきま
す。

このたび、豊洲新市場の基本設計相当を取りまとめました。今後、PFI手法を導入し、平成二十四年
度当初の開場を目指してまいります。

の「新市場の概要」でございます。施設規模でございますが、敷地面積約三十七・五ヘクタール、市
場施設の延床面積は、市場基幹施設と付加価値施設を合わせまして三十八万四千平方メートルでございま
す。施設内容につきましては、東京都が整備主体となります卸売場、仲卸売場など市場基幹施設、市場業
者の方が整備いたします転配送センターや加工パッケージ施設、冷蔵庫等の付加価値施設、民間の事業者

が整備いたします千客万来施設でございます。事業費でございますが、市場基幹施設は千二百八十七億円で、内訳は建設費が九百二十七億円、十五年間の運営維持管理費等が三百六十億円でございます。また、市場業者が整備いたします付加価値施設は二百六十六億円となっております。

二の「施設の主な特長」でございます。流通環境への対応といたしまして、品質管理の高度化を目指すものとして閉鎖型の施設とし、コールドチェーンを確保いたします。また、効率的な物流を確保するために大口荷さばき場と十分な駐車場を確保いたします。環境への配慮といたしまして、太陽光発電パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用いたします。二ページをお開きいただきます。温室効果ガス削減のため、冷蔵車等のアイドリングストップを実現させるために外部電源の設置や、場内搬送車両の電動化を実施いたします。また、ヒートアイランド対策といたしまして、屋上部や地上部を含め約十二ヘクタールを緑化いたします。

続きまして、の「PFI手法の導入」についてご説明させていただきます。都の整備する市場基幹施設につきましては、PFI手法を導入して整備を進めていくことといたします。PFI導入の事業範囲は設計・建設及び運営維持管理、事業方式はBOT方式、サービス購入型、事業期間は設計・建設四年、運営維持管理十五年の合計十九年といたしました。

PFI手法の導入の効果でございますが、総事業費の抑制を図ることができます。さらに、設計維持管理を一括発注することにより、メンテナンスまでを視野に入れた施設整備が可能になること、三つの街区の設計・建設を一本の契約にすることにより、トータルな施行管理が可能になること、PFI事業者が長期にわたり運営維持管理業務に従事することにより、安定した良質なサービスの提供が可能になることが挙げられます。

続きまして、の「千客万来施設」についてご説明させていただきます。千客万来施設は民間事業者に

より整備し、「食」を中心とした東京の新たな観光名所づくりを目指してまいります。整備に当たりましては、事業計画づくりから事業者誘致、設計アドバイス、テナント誘致調整までを、「まちづくり」や商業施設開発に実績のある専門家が総合的にプロデュースするという手法を活用してまいります。

三ページをお開きいただきます。の「スケジュール」でございます。市場基幹施設につきましては、平成十八年十二月に実施方針、業務要求水準書案を公表いたします。十九年二月ごろに特定事業の選定、入札公告を行い、おおむね十月ごろに落札者を決定する予定です。平成二十年二月ごろには、落札者との間で契約を締結し、実施設計、建設工事を行い、平成二十四年度当初開場いたします。

次に、千客万来施設整備のスケジュールでございます。今年度中にプロデューサーの選定を行い、平成十九年度には事業計画づくりから事業者の選定準備を行ってまいります。二十一年度内には事業者の決定を行い、二十四年度当初開場を目指してまいります。

四ページには新市場の施設配置を示しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、豊洲新市場の整備につきましてご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から報告のありました豊洲新市場の整備につきまして、ご意見、ご質問のございます方は挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、渡辺委員。

○渡辺(康)委員 何か質問させていただきたいと思って、一番最後にしようと思っていたんですけども、では、質問させていただきます。

私はこれまで繰り返し豊洲移転は市場全体の合意が前提だと、こういうことで、卸や仲卸、あるいは仲

買人とか場外の方たちで営業を行っておられる方、中でも卸、仲卸などの一人一人の意見を大切にすべきだと、こういうことで全員から直接話を聞くということを主張してきたわけです。その結果、現在まで来ておるわけですがけれども、私は今でもそれは変わっておりません。しかし、実際問題として、今市場の状況を見ると、それがますます何か、何ていうんですか、移転反対という人たちの意向が強くなってきていると、こういうふうに思います。東京都は当初、関連六団体と話し合ってきましたけれども、移転か築地かということではなかなかうまくまとまらないという、そういう経過がありました。

このような中で、関係六団体のうち東卸と水産買出人団体の二団体が移転反対、こういう決議をされたわけですね。しかも、中でも東卸の自ら一人一人のアンケートをとったという状況から見ますと、移転反対が五七%、そして移転賛成というのは四三%と、こういう状況になったということも当時聞きました。最近はその状況がさらに今度は、先ほどもちょっと言いましたけれども、移転反対という方たちが増えてきている。なぜかと言うと、豊洲における土壌汚染の問題、こういうようなところに新鮮な野菜や、あるいは魚、こういうものをそこに運んできて、そしてそこから都民の皆さんに供給するということはいかなものかと、こういうような内容で大きな問題になってきておるわけですね。

それで、東京都として合意形成ということについてはピリオドを打ってしまっているということなんです。それで、私は今日の事態、新しい事態が生まれているわけですから、そういう意味では新たに全団体の一人ひとりに対してやはりアンケートというか、意見を聴取すべきだと、こういうふうに思っているんですけれども、その点はどうなのでしょう。

○高橋会長 どうぞ、大野幹事。

○大野幹事 移転の経緯でございますけれども、築地場内の六団体のうち、最終的に水産仲卸の団体がまだ移転に賛成をしていないということは事実でございます。ただ、私ども水産の仲卸の団体を含めまして築地

市場の業界の方々と築地市場の再整備推進協議会、こういったものを開催いたしまして、その中で平成十一年十一月に、移転という意見集約をいただいたところでございます、それを踏まえまして移転の計画を進めているということでございます。私どもとしては、現在、反対の方々が増えていると、こういった認識は持ってございません。今後市場関係者の方々にはいろいろな方法をもちまして整備計画について説明していきたいというふうに考えてございます。

○高橋会長 はい、渡辺委員。

○渡辺（康）委員 今、推進協議会という話が出ましたけれども、当初は六団体を対象にして話し合いをしていくということで進んできましたよね。ところが、実際問題として六団体のうち二団体が反対決議をするという状況の中で、六団体を対象にしてはなかなか話が進まない、こういうことから、実際問題として推進協議会というものを市場側がつくった、それでもって今日まで来ておるわけですよ。ですから、そういう点ではね、その二団体を何か、何ていうか除外した形での推進協議会だけではね、私はちょっと違うんじゃないかという感じがするんですけども。

○高橋会長 大野幹事。

○大野幹事 築地市場の再整備の推進協議会は六団体のうち二団体が反対したからつくったわけではございませんで、その前から存在している業界と東京都との整備に関する協議会でございます。その推進整備協議会には、先ほども申し上げましたように、水産の仲卸の代表の方も入っております。それから、水産買出人団体につきましては賛成にまわっているということでございます。

○伊藤委員 よろしゅうございますか。今の件につきまして説明させていただきますが、私、築地市場の卸の人間でございますが、築地市場では当時、五団体が移転に賛成でございまして、一団体、先ほどお話の東卸さんが反対ということでございました。それで今、先ほど先生、二団体とおっしゃいましたけれども、

一団体でございます。それからもう一つは、推進協議会というのは民間、我々業者のほうでつくった協議会が確かに現在もまだございます。それと先ほど大野部長がお話になった協議会は別でございますして、大野さんのおっしゃった協議会は東京都さんがお声がかりでつくられて、それには各団体の責任者が全部入って、そして協議を進めております。それが現状でございます。

○高橋会長 はい、渡辺委員。

○渡辺（康）委員 大野部長がいわゆる出しました推進協議会、これについては東京都がつくって推進しようということについては、これはいいですね。代表はここに入っていると、東卸も全部入っているということですね。それはそういうことでお聞きします。しかし全体として見ればやはり、何ていうか、反対者が非常に多いということが言えるということですから、そういう点で、先ほども言ったように、全体の意向をもう一回聞き直すということは必要なんじゃないかというふうに私は思っているわけです。それで先ほどお聞きしたわけなんですね。

それで、この合意の問題については、私はほんとうに大事な問題だというふうに思いますから、あえて強調したいんですけども、最初、当時の市場長、宮城さんという方ですが、この市場長は東卸の意向調査をする前に、この意向調査投票で一団体たりとも反対であれば豊洲には絶対に行きませんと、こういう決意をされたわけですね。今その経緯がどうなっているかというと、これは全然どこかに行っちゃっていると、反故にされているという状況があるわけですよ。そういうことから、やはり合意という問題を市場の方たちが大いにやはり強く打ち出している。あわせて今回、豊洲の土壌問題、こういうものと合わせ重ねて、何ていうか、反対というのは非常に強くなっているということだと思えます。ですから、市場長がそういうことを言ってそれがすぐ反故になるということになれば、これは信頼ということがどうしたって出てきますよね。それでまた今度土壌汚染のところに行けということと言われても、大丈夫だ、

大丈夫だと言うけれども、やはりそういう点ではほんとうに信用できるのかなと、こういうことでいろいろと問題が大きくなってきているという、こういうことなんですよ。

○ 高橋会長 大野幹事。

○ 大野幹事 私も築地市場の業界の方々の合意を得るということは非常に大事なことだというふうに思っております。ただ、六団体が全部合意の中でしか移転しないということにつきましては、意向調査のあと、さらに市場業界の団体と先ほど申し上げましたような推進協議会においてさまざまな面から検討いたしまして、最終的に、先ほど申し上げましたように、十一年十一月に移転を検討すべきだと、こういう協議会の結論をいただいて、それを踏まえて検討して移転を決定してきた、こういうことでございます。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 その経過については、これもまたいろいろあるようですからね、ここで時間の関係でこの問題についてはね。いや、東卸さんを初めとして、意向調査という問題についてもね、ほんとうに向こうへ移るということを前提にした意向調査ではないというふうなこともいろいろとお聞きしています。そういう問題についてはここで議論するという点では長くなるからいたしませんけれども、いずれにしましても私は再度要求しますけれども、あとからまた言いますけれども、新しい時点で再度やはりね、調査をすべきだと、いろいろな一人ひとりのアンケートね、こういうものをとりながら調査すべきだということを強く要求しておきたいというふうに思います。

先に進みますが、これは市場長に聞きますけれども、先だって市場を考える会という、あの中にできておりまして、それで一般都民も加わりながら築地から銀座までデモ行進をしたというふうな、これはマスコミでも報道されました。参加者は千人から千四百人とも言われておるわけですが、仲卸と市場で働く労働者が中心だろうと思いますけれども、その他の団体の方も相当数参加されているというふうにも聞いて

おりますが、都はこの問題について具体的に把握しておるんですか、その内容を。

○ 高橋会長 比留間幹事。

○ 比留間幹事 先日、考える会が、確かに今、渡辺委員がおっしゃったように反対ということで築地の市場から日比谷公園までデモの行進をいたしまして、実数は五百人ぐらいと我々は把握しておりますけれども、主たる内容は土壌汚染の問題、この辺が主たる問題だと考えております。

まず一点目として、そういう反対される方がいるということについてでございますけれども、私どもは先ほど担当部長のほうからご説明いたしましたけれども、市場関係の団体と今までいろいろなお話をさせてきていただいておりますが、これはこれからも綿密にいろいろな意味でお話をさせていただき、ご相談をして進めていきたいと考えております。それから、さらに必要な事項については、市場関係の業界の方々に対して説明会を開くなり、意見交換をするなり、そういう場はぜひ積極的に持っていきたいと考えております。それから、土壌汚染の問題、これは再々取り上げられてはおりますけれども、現時点で予定地の土壌汚染につきましては、環境確保条例に定める、規定する内容で間違いなく処理をする。しかも、かなり私どもとしては手厚い対策を施す。これは食べ物を扱う市場の特性ということからして、安全に万全を期していく意味で手厚い対策を講じていきたいと。この内容について具体的にどういう内容なのかということもこれまで再々ご説明をしてきておりますけれども、そういう対策をして対応してまいりますので、安全性については問題がないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 その土壌汚染の問題についてはあとでもう一回お聞きしたいと思いますが、いずれにいたしましても、そういう大きなデモまでに発展してきていると。私たちが聞いているところによると、先ほ

ども申し上げましたけれども、これは決して仲卸、あるいはそこで働く労働者だけではないという話を聞いているわけです。ですから、その辺もしっかりとやはり把握していただきたいと思うし、これがほんとうに土壤汚染の問題も含めて、あるいは、何ていうか、そのほかのいろいろな問題がありますけれども、そういうことで、この移転反対ということがだんだん膨れていって大きくなるということになって、全体で半数ぐらいになったら、これはもうにっちもさっちもいなくなるという問題があるわけでしょう。これは、例えばそういうことで、移転反対というのが大きくなったらどういう態度をとるつもりでおられるんですか。

○ 高橋会長 比留間幹事。

○ 比留間幹事 移転反対の声が大きくなっているという今お話ですけれども、私どもとしては、そのようには認識してございません。移転に対してまだ賛成いただけない方がいるのは事実でございますけれども、それが今までよりも大きくなっている、あるいは声が高くなっているとは考えてございません。いずれにいたしましても、これから先も市場関係業界の方と協議をしながら、あるいはいろいろな話し合いを進めながら、さらには各個別の市場関係業者の方々に対しましても、いろいろな意味で説明会等を通じまして私どもの考え方を説明し、さらには話し合いをしていくと、そういう機会を持っていく考えでございますので、前段のところはちょっと認識が違うと思います。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 そういうことで、認識が違うという話ですけれども、確かに私のほうが聞いてみると全然認識が違いますわね。ですからね、私は、繰り返しは申しませんが、とにかく現状では六団体の中での最大手ですよ、仲卸といったら。その仲卸が反対している。それにまた同じように移転反対ということでいろいろなところの人たちが反対しているということで言えばね、これはかなりの大きなやはり

移転反対の勢力だと思いますよ。ですから、そういう点ではやはり、何ていうか、十二分に市場の人たちの考え方、そういうものを把握する、同時に、何ていうか、それらの人たちの意向にやはり沿って物事を進めていくということだけは強く要望しておきたいと思うんです。

その次、P F Iの問題についてちょっとお伺いします。P F Iについては、これも私が再三お聞きしてきたところですが、前回までは全部検討、検討というね、視野に入れての検討と、こういう話になっていて、今日初めて出されるわけですね。そこでお尋ねするわけですが、実際に、何ていうんでしょうか、今ここでどれぐらいそれではコスト削減できるのかとか、あるいはどういうふうに運営するのかとかということについてはね、いろいろ聞いても相手がまだ出てきてませんからね、それはなかなか難しいというふうに思うんですよ。ですから、それはこの次にいたしましてもね、ちょっと聞きたいんですが、このP F Iということですが、経緯ですね、これまでの議論してきた経緯、これを少しちょっと聞かせてください。

○高橋会長 大野幹事。

○大野幹事 豊洲新市場の建設に当たりましては、先ほどもご説明しましたけれども、都が直接整備する施設につきまして、平成十六年度にP F Iの導入可能性調査を実施したところでございます。その導入可能性調査の結果によりまして、都が整備する施設については施設全体をP F I事業の範囲として導入検討を行っていくことが適当であると、こういう結論を得ました。それを受けまして平成十七年度からP F I導入に関しまして財務、法務、あるいは技術面、こういった助言を得るアドバイザー契約を締結いたしまして、整備運営手法について専門的な調査、あるいは情報の収集、こういったことを行ってまいりました。これを踏まえまして、現在P F I導入の基本方針を定めます実施方針、そして都が求めますサービスの水準を示します業務要求水準書の作成等を現在アドバイザーを活用して進めているところでございます。

- 高橋会長 渡辺委員。
- 渡辺（康）委員 先ほど説明の中で、P F I について言えばコストは大幅に削減できるということで報告されたんですけども、入札する前からそういうことを言って、確かなんですか。
- 高橋会長 大野幹事。
- 大野幹事 先ほどご説明申し上げましたアドバイザー契約の中での調査検討の中で、私ども内部の検討資料といたしましていろいろ検討した結果、一定程度の事業の削減効果があるという結論を得たところでございます。
- 高橋会長 渡辺委員。
- 渡辺（康）委員 効果があるというふうに判断したと、こういうことで。
- 大野幹事 そうでございます。
- 高橋会長 渡辺委員。
- 渡辺（康）委員 そこで聞きますけれども、P F I ですけどもね、前回私が聞いたときは、東京都の、何ていうんですかね、積算で言えば、約九百六十億円程度かかるという話がありました。今回、このP F I で法律上委託できないものがありますね。業務委託と、それから認可委託とか、そういうものを除いて千二百六十億円、こういうことで出されたと思うんですよ、今回はね。そこでお聞きしますけれども、職員全体で何人いて、そしてその中のいわゆる業務委託や、あるいは許認可のところで従事している職員と言うのは何人いるんですか。
- 高橋会長 大野幹事。
- 大野幹事 P F I 事業につきましては、先ほど先生からもお話がございましたように、法令上委託できない部分と委託できる部分とございます。使用料の決定でございますとか、あるいは許認可の部分でございま

すとか、あるいは指導監督の部分、こういったものはP F Iの事業の対象になりませんので、これは今後とも都が直接やっていくということでございまして、建物の維持管理でございますとか、あるいは清掃でございますとか、あるいは警備でございますとか、こういったことについてはP F I事業の中での維持管理業務としてやっていきたいというふうに考えてございます。具体的な人員の積算については、現在検討中でございますので、現段階では幾らというふうに、何人ということは出ません。また、現在の委託をしない都が直営する部分につきましては、例えば現在の築地市場の中で水産農産品課というのがございますけれども、その業務につきましては豊洲に行っても法令上委託ができない部分だろうと思っております。そういった幾つかございますけれども、例えばその課については現在の定数は二十名という状況でございます。

- 石井委員 もういいんじゃないか、そろそろ。共産党一人の審議会じゃないんだぞ。
- 渡辺（康）委員 だったら発言してくださいよ。
- 石井委員 別室でやってよ、別室で。みんな時間拘束されているんじゃないか。
- 高橋会長 渡辺委員。
- 渡辺（康）委員 先ほど私が聞いたのは、全体で何人と、委託できないというところに従事しているのは何人いるかということをお聞きしたんですよ、単刀直入に。
- 高橋会長 大野幹事。
- 大野幹事 先ほど申し上げましたように、現在どの部分が最終的に、厳密にはどの部分が委託の人数の対象になるかどうか、これは今後さらに精査する必要がございますので、現在の時点で確定できてございません。
- 高橋会長 渡辺委員。

○渡辺（康）委員 そんなことで実際問題で議論にならないですよ。人員の問題というのは重要な要素を持っていますからね。ですから、それは今日ここでしませんけれども、調査しておいていただきたいと思うんです。

それから、もう一つはそういう業務委託とか認可委託に従事する労働者の、職員ですね、そのほかもたくさんおられるわけで、そういう人たちは一体どうなるのかね。これ、民間に全部変わるわけでしょう、実際問題として。そういう問題も具体的に明らかにしてこれからいただきたいと思いますね。それでないと実際に全体のコストが削減されるのかされないのかというのがわかりませんから、そういうことでひとつこれは調べておいていただきたいと、こんなふうに思います。いずれにしても、民間が主体になってやるわけですから、先ほど言った、法律でもって委託できない、そういうもの以外はすべて民間ですからね。そういう点では、いわゆる中央卸売市場の機能がやはり一〇〇パーセント発揮できないような、ノウハウがないんですから、そういうことにならないようにひとつ十二分にその点はしていかなければいけないというふうにも思うわけですね。いずれにしても、これからの検討材料として資料をお願いしたいというふうに思います。

それから、単純に一言、P F I の最後だけ言っておきますけれども、P F I ではないずれも、これは単純にですよ、受け入れても、先ほど言ったように、全体九百六十億円と、こういうふうに聞きました。今回は三百六十億円、これは建設時からずっと十五年間の維持管理委託ということになりますね。十九年間、こういうことになっていくわけですが、そうするとね、千二百六十億円から九百六十億円ですから、三百億円膨れるわけですよ、実際には。今、最後まで言いますから。最後まで言います。九百六十億円でできるものが、一応その十九年間の維持管理、こういうことも含めて千二百六十億円と、こういうことでしょう。そういうことでね、ひとつはっきりしていると。それからもう一つは、東京都も毎年幾らかけ

て買い取るのかわかりませんが、買い取っていくと。それを買い取っていくためにはどうするんですか、これは。企業債というのを起こすんですか。どうなるのかわかりませんが、仮に東京都が、市場がそういう企業債を起こしてやると、あるいはつくるほうもやはり千二百六十億円もかけるんですから、そういう点で起債というか、企業債ですね、こういうものを考えていかななくてはならんということになると思うんです。そうすると、両方でそういうことをやっていったら、両方で利息をやはり払わなければならないという、そういう大きな問題が出てくるのではないかというふうに、これは一つの単純な例ですけどもね、全然わからないんですから、そういうことで私は思っておるわけなんで、そういう点からいっても、現在市場ではお金を二千七百億円も持っているんだから、そういうお金を、あえてそのお金でつくればそんなに膨れ上がらないし、コストだって、比較的安くできるのではないかというふうに思うんですが、そういう方法というのは全く考えていないんですか。

○ 高橋会長 大野幹事。

○ 大野幹事 まず、事業費の話でございますけれども、先生が先ほどおっしゃられた九百六十億円というのは、基本計画なり実施計画でお示ししました建設費にかかる経費でございます。それが今回、先ほどご報告申し上げましたように、九百二十七億円という数字になってございます。さらに、三百六十億円という十五年間の維持管理経費を合わせまして、総額で千二百八十七億円という数字を申し上げました。その三百六十億円というのは十五年間の維持管理経費でございますので、九百六十億円、あるいは東京都が現実にやってもその十五年間の維持管理経費分は当然かかるわけでございますので、その九百六十億円にプラス三百六十億円か四百億円か、それはわかりませんが、その金額が付加されるということは、これはPFI事業でやろうが東京都が実質やろうが、その分の維持管理経費は加算しなければならないということでございます。さらに、企業債と民間の金融機関の利子でございますけれども、こういったものも合わせ

て比較検討いたしまして、それでその結果、東京都がやった場合とＰＦＩ事業でやった場合と、相対としてどちらが低くなるかということを検討いたしまして、相対として一定程度の縮減効果が出るということで、私どもＰＦＩ事業で進めていきたいという、こういう結論に至ったということでございます。

○高橋会長　渡辺委員。

○渡辺（康）委員　そうすると、計算して、東京都で計算した額と民間で計算した額が同じようなことだとか、あるいは上回っているということになれば当然ＰＦＩということは退けられるということになりますよね。やはりＰＦＩというのは、お金がなくて、しかも多額な当座の資金が必要だ、あるいは建築費にかかる費用が必要だと、こういうときにＰＦＩというのが使われるということだと思うんだけど、市場としては金をそれだけ持っているわけだからね、何もＰＦＩに固執する必要はないのではないかというふうに私は思うんです。そういうことで、この問題は具体的な問題が出されてきてからまた議論をさせていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、豊洲の土壌汚染の問題なんです。この土壌汚染の問題、簡単にしますけれども、土壌汚染の問題について言うと、東ガスでいわゆるボーリング調査を行いましたね。これは東ガスでやったところは全体をやったということでの理解ですか。

○高橋会長　後藤幹事。

○後藤幹事　東京ガスが平成十三年の一月に発表した自社場地に関する土壌汚染の調査報告につきましては、東京ガスの所有地全域にわたって調査を行ったということでございます。

○高橋会長　渡辺議員。

○渡辺（康）委員　全域で行ったということの中で、いわゆる環境局に出されたのは、自然界に由来しないもの、いわゆるシアンとベンゼン、これだけは全部取り除いたということを行っているわけですね。これ

は単なる四メートルではなくて、それはもう五メートル、六メートルでも、あればどんなに深く掘ってでも全部取ると、これは前提ですよ。それは東ガスでやったということを確認したということで環境局は言っていました。しかし、そのほかの鉛とか砒素とか、その他幾つかありますが、そういうものについては環境基準、これよりも十倍ぐらいだったら別に取り除かなくてもいいと、覆土すればいいと、こういう話なんですよ。ところが、実際問題として砒素でも、あるいはまた鉛でも、あってはならないことですよ。あればやはり取る、改善する、土壌改善を行う、改良というんですか、そういうことになるわけですが、しかし実際問題として、残されている環境基準の十倍、これぐらいのものは全部残っているわけですよ。これに対して市場はどのように対応しようとしているのでしょうか。

○ 高橋会長 後藤幹事。

○ 後藤幹事 先生が今おっしゃられた東京ガスが処理をしたものにつきましては、いわゆる操業由来と言われております東京ガスのガス製造工場の操業に伴う汚染物質でございます。それらにつきましては、先ほど申し上げた東京ガスの調査報告書では、鉛、砒素、水銀、六価クロム、シアン、ベンゼン、六種類の物質で基準を超えたものがあったというふうになっております。このうちの鉛、砒素を除きますシアン、ベンゼン等につきましては、東京ガスが処理をいたしました。残りの鉛、砒素という物質につきましては、いわゆる自然由来と言われている物質でございます。これらにつきましては、環境確保条例上では適用除外ということになっております。ただし、掘削等をして区域外に搬出する場合は適切な処理をなささいという条例上の規定がございます。したがって、先ほど市場長が申し上げましたとおり、私ども市場といたしましては、生鮮食料品を取り扱う市場を整備するということの重要性を十分認識いたしまして、より一層の安全性の確保をするために、これら砒素や鉛等の、いわゆる自然由来の物質につきましても、東京ガスが行いました方法と同様な方法で適切に処理をするということでございます。

- 高橋会長 渡辺委員。
- 渡辺（康）委員 その適切な処理ということの中身ですけれどもね、現状で東京ガスがやったのが二メートルですよ、実際にね。先ほど言われたシアンとかベンゼン、そういうものは違うけど、そのほかのものは二メートルの中で土壌を改良しているということですね。その残された環境基準を上回る、十倍程度のね、残されたものについては、これは全部いわゆる取る、除去するということですか。
- 高橋会長 後藤幹事。
- 後藤幹事 十倍を超えるものにつきましては、東京ガスと同様に必要な深さまで掘削して、すべて処理をいたします。十倍未満のものにつきましては、これも東京ガスと同様に現地盤から深さ二メートル、A P二メートル、海拔二メートルの部分まではすべて処理をいたします。
- 高橋会長 渡辺委員。
- 渡辺（康）委員 それはすべて除去するということで理解していいですね。そうすると、東京ガスが三十メッシュで全部やりましたよね。その三十メッシュでやったところをすべて、あそこはもうかなり強く何十倍とか何百倍とかということで、出たところについてはいろいろ印が出ていますよ。しかし、全体として出ていないところが多い。しかし、追加としてまた出てきたという問題もあります。ですから、あそこのいわゆる豊洲の全体をそういう点で二メートルはもう一回東京ガスがやったような形でボーリングして調査をして、そして土壌改良を行う。そういうことで、三十メッシュでやるんですか。
- 高橋会長 後藤幹事。
- 後藤幹事 鉛と砒素につきましては、東京ガスが調査の結果、存在する箇所がわかっておりますので、それらについてはすべて東京都が行うということでございます。
- 高橋会長 渡辺委員。

- 渡辺（康）委員 そうすると、一遍に言ってくれればいいんだけど、東京ガスが掘ったところで、何ていうか、いわゆる十倍以内ということで印がありますよね。そのほかの印がないところもありますよ。印のないところだったら、あとになったら二回目でここもあった、ここもあったということで、また次が来ましたよ。これは、何ていうか、東ガスが印をしたところだけを掘るということですか、全体をやるんですか、はっきりさせてください。
- 後藤幹事 東京ガスが調査した結果につきましては、いわゆる操業由来と自然由来とすべて網羅されておりますので、そこに調査の結果存在するものについてはすべて、東京ガスが行わなかった残りの部分についてはすべて東京都が処理をするということでございますので、対象としては全域でございます。
- 渡辺（康）委員 わかりました。あと一点ね。そうしたら、それはわかりました。そうしたらもう一つ、例えば、建物を建てますよね。建物を建てるときには地下三十から四十ぐらいは掘らないと比較的固い層には当たらないということで、それぐらい掘りますよね。そうすると、それぐらい掘るとまた何が出てくるかわからないという問題がありますよね。そうすると、そのときはどういうふうな対応をするんですか。
- 高橋会長 後藤幹事。
- 後藤幹事 基礎と杭基礎等はかなり深くまで掘らなければいけないということは事実でございますので、その際にそういった物質が出てきた場合は、環境確保条例の手續にのっとって適切に処理をするというふうに考えております。
- 高橋会長 渡辺委員。
- 渡辺（康）委員 適切に、適切にと言うんだけど、具体的に出てきた場合に、では環境局とどういうふうな形で打ち合わせして、どういうふうな形で処理するのかということを聞きたいんですよ、具体的に考えていることを。

○ 高橋会長 後藤幹事。

○ 後藤幹事 環境確保条例には、土壌処理基準というのがございますので、それらに処理方法が物質濃度等に応じて個々具体的に記載されてございますので、それらの物質、あるいは濃度に従ってそれぞれの該当する形で処理をします。具体的に申し上げれば、十倍以上のものについては当然加熱処理等の処理をして搬出するということになりますし、十倍以下のものにつきましては、それを受け入れてくれる搬出先に搬出するということでございます。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺(康)委員 そうすると、出てきたものについては環境局と一緒にあって、その問題についてはやはり、何ていうかな、出たところは何メートルでもボーリングしてみて、そして除去するということですね。いずれにしても、二メートルは全部やるということですよ。大体聞いておきましたんで、あとでまたいろいろお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、注意していただきたいと思うんですけれども、震災問題ということを考えれば切りがないんですけれども、いずれにしても日本土木学界というところの調査、これは全世界の五十の大都市、そこでね、地震の頻度がどうなのか、それともう一つは液状化がどうなのかということで調査しているんですよ。その関係で言うと、これは例えばゼロが一番いいわけなんですけれども、五十の中で一番しっかりしているというところはブラジルのリオデジャネイロ、七から八。東京の湾岸というか臨海部というところは七百を超しているんですよ。世界で最悪の土地なんですよ。そういうことを考えると、しかも巨大地震がいつ起こるかかわらんということを考えたときに、やはりたまたまボーリングをしたところだけを出てくるかもしれないけれども、そういう地震が来て液状化して出てきたということになればまた話が別ですから、そういうときもそういう方向で全部処理すると、こういうことですか。

○ 高橋会長 後藤幹事。

○ 後藤幹事 液状化につきましては、当然埋立地でございますので、その可能性は高いということは認識してございます。したがって、地盤改良なり、先ほど申し上げた建物等の基礎の杭をしっかり打つということ、それから道路等についてはアスファルト舗装等行うということで、いわゆる液状化対策ということは万全を期したいというふうに思っておりますし、またそうすることによりまして、液状化によって汚染物質が噴出するというような事象が広範囲に出てくるとは考えておりません。また、魚や野菜といった生鮮食料品につきましては、閉鎖された床がある施設内で取り扱うということにしておりますので、屋外に野積みするようなことは考えておりません。本来、液状化の直接的な影響は受けにくいというふうに考えておりますけれども、万が一、液状化して土壌が屋外の地上に噴出したというような場合につきましても、速やかに土壌を取り除いて修復作業を行うということで、生鮮食料品に影響を及ぼすことはないと考えております。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 最後に一言。私は毎度 P F I の問題や、あるいは土壌汚染の問題、こういう問題を考えたときに、やはりほんとうに安全で安心できる、そういう食品を都民の方々に提供するということから考えると、特に土壌汚染の問題というのはやはり非常に心配なんですよね。私も千葉県の大原だったかな、あそこの液状化の問題とか、あるいは阪神淡路大震災のときのポートアイランドとかいろいろなところへ行ってみてきました。それはやはり大丈夫だ、大丈夫だと言ったって、相当な噴き出し方ですよ。護岸をつくるから大丈夫だという話が出されておるようだけれども、護岸だってああいう液状化すると崩れると。ポートアイランドの護岸なんて崩れちゃっているわけですから、そういうことを考えるとね、ほんとうにどこから噴き出るかわからんということが言えると思うんですよ。私はそういう点では共同溝というもの

は委員会ではやりましたよね。共同溝というものはすべてのあれが入っていますからね、基幹的なものが。ですから、そういう点ではね、いかなる巨大地震が来ても大丈夫だというふうなことで言って、一応土壌改良をしたわけですよ。だから百歩譲って、あそこへほんとうに行くというんだったらばね、それくらいのことをやらなかったら都民の安心というのはしてもらえないと思います。私はあえてそういうところに市場を移転させるという点では疑問だというふうに思いますしね、やはり見直すべきだというふうに思っています。そういうことで、これからまた出てくるだろうと思いますから、引き続きこの問題についてはお聞きしたいというふうに思います。

とりあえず以上で終わります。

○ 高橋会長 渡辺幸子委員、どうぞ。

○ 渡辺（幸）委員 審議会ですので、委員同士の意見もということだというふうに認識しておりますので、お隣の渡辺委員に、それでは築地の今の市場のままでいいのかという基本認識をお持ちかどうかだけ、一点お教えいただきたいと存じます。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 築地のいわゆる再整備ということで、一度計画いたしました。バブルのときの築地の再整備ということでしたから、いろいろな構想の問題なんかも出されまして、そういうことまで必要ないんじゃないかということで見直しが提起されるというふうな状況で今日までずるずる来ちゃっているわけですが、いづれにしても私は率直に申し上げて、あそこでの再整備というのは決して不可能なことではないと。どうやってやるかということについては、ほんとうにそれは卸、仲卸、あるいは関係者の方々の意見を十二分に聞いて、そして取り組むということではできないことではないというふうに思います。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○渡辺（幸）委員　　築地には課題があるというふうに受けとめさせていただきました。

二点目でございます。これは都の事務局のほうに、幹事さんのほうにお聞きしたいと思いますが、渡辺委員さんが冒頭、合意形成の段階で反対五十七、賛成四十三がむしろ反対が増えているということで問題提起をなされました。伊藤委員からはむしろ合意形成が丁寧になされて来ているというご趣旨の、六団体ではなくて、むしろ反対は一団体だよというお話があったかと思います。私自身も、いろいろな報道を含めてですけれども、東京都のほうでは多くのいろいろなご意見がある中でどう進めていくかという合意形成には努力をなされて来ているのではないかと、あるいは引き続き努力をしていくという市場長からのご説明がありました。現在の東京都の幹事の皆さんのご認識としては、賛成、あるいは推進をしようと、それから反対のその方たちのパーセンテージというのか、総括的にどんなご認識をお持ちなのかご説明を、簡潔で結構でございますので、いただきたいと思います。

○高橋会長　　大野幹事。

○大野幹事　　反対が何パーセントかどうかという、数字的には非常に難しいんですがございますけれども、私ども、いろいろ業界の方々に理解を求めているつもりですし、いろいろな説明会等も含めてやっておりますので、基本的には豊洲の移転についてかなり理解を得られて来ているというふうに認識しているところです。

○渡辺（幸）委員　　ありがとうございました。

○高橋会長　　よろしいですか。

はい、石井委員。

○石井委員　　私も渡辺さんに一言申し上げたいんですが、これからもあることですからね、都民の代表としてここで委員として発言すること、これは大事なことですから、権利ですから大いに言っていただいいていいですよ。ただ、共産党は何でも長ければいいというんで、人の迷惑も考えないで長くただらや

っている。基本的なデータとかそういうことはきちんと事前に打ち合わせをして、データを踏まえた上できちんとやると。お互いに忙しい人たちだから、ぜひともそのことを心得ていただきたいと思います。これが一つ。

○ 高橋会長 はい、渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 今のことでね、このデータの問題については、私どもはできるだけ早く勘案をしたいということですり合わせをしてきているわけなんですけれども、データもまだいただけないというやつがあるわけですよ。それからね、実際問題として、今 P F I の問題で言ったけれども、実際出てこないわけですから、ある程度聞いておいて、そして出てきたときにそういうデータを一致しながら検討していくということになるわけだね、いろいろと聞いておかなければならない問題ですよ。だから、余計な話をしているわけではないですから。

○ 高橋会長 石井委員。

○ 石井委員 もう一つね、質問技術というのがあるんだよね。やはり要を得て簡略に言う、何でもかんでもだらだらだらだらだらやることは価値あることではないから、これはね、失礼な言い方かもしれないけれどもね、気をつけてください。みんな忙しい中で出てきているわけだから。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 忙しい中で出てきているのは十分承知しています。ただ、だらだらだらだらという話ではなくて、やはり聞く必要のあるところは聞いておかないと、次にもつながっていきませんから、そういう点で私は必要なものについてはお聞きするというをやっているわけで、ご理解していただきたい。

○ 高橋会長 石井委員。

○ 石井委員 必要なことは聞いてもらってもいいけれどもね、いずれにしても要を得て簡略にやってほしいよ

ね。もう一時間もやってるんだもんさ。

○ 渡辺（康）委員　一時間やったって二時間やったっていいと思う。

○ 石井委員　共産党はね、長ければいいと、何か党本部が長いことがいいことと推奨しているみたいだけれども。

○ 渡辺（康）委員　そんなことはない。

○ 石井委員　質疑というのはさ、具体的なデータとかそんなのは事前に勉強しておいて、それで要を得て簡略にやることだから、大事なことから、委員会もそうなんだけれどもね、あなた共産党の議員団長なんだからさ、しっかりしてよ。

○ 高橋会長　渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員　そんなことを言われる筋合いは全くありませんよ。実際問題として、今問題提起されたのはPFIの問題ね、土壌問題でしょう、こういう問題というのはほんとうに多くの都民の皆さんが心配していることですよ。東京の都財政そのものもそうだけれども、市場の財政そのものが健全化しているんだから、私から言わせれば。ちょっと待って、そういうような状況でPFIはどうかと。どうしてもやるんだったら幾つか聞いておきますよという、そういう話でしょう。あと、土壌問題についてはどこへ行っても皆さんそれはね、話してみたらわかるよ。これはね、石井さんが言うのがそんな簡単なものでね、ああ、そうですか、いいですよという、こんな状況にならないですよ、それは。

○ 高橋会長　はい、了解。はい、次。

○ 石井委員　ちょっと待って。いずれにしろ、皆さん貴重な時間なんだから、やはり要を得て簡略でぴしっぴしっとやってくださいよ。さすがは共産党の渡辺さんの質問はすばらしいなってさ、みんなから感動されるようなね、そういう質問を要望します。

○渡辺（康）委員 わからないから聞いているんですよ。

○石井委員 一点、すみません。それで、築地の再整備については、今のままで事業をしながら再整備していくということは、一つは時間的にも大変だし、金額も千五百億円ぐらいかかるということで、新たな市場移転ということは整備されて、当初はいろいろな反対があった。これまでも大田市場もそうだし、あるいは葛西市場もそうだしね、分場を集約していく中でさまざまな反対運動がありました。それはいろいろな利害のこともあるし、距離のこともあるしね、これは当然のことだと思いますよね。ただ、この汚染土壌についてはいろいろ言われているものだから、早くこれはきちんと答えていただきたいなと。いささかも関係者の方々が疑念を持つことのないように今後説明していただきたいと、これは要望しておきます。

先ほどの、第八次卸売市場整備計画の中とも絡むんだけれども、私は隣の葛西市場に行くものだから、築地からさらに豊洲のほうに市場が移ると、葛西の方々が非常に圧迫される。だから、この整備計画の中でも、「青果部は豊洲新市場建設の影響を評価し、あり方を検討する」というふうに言っているわけだけれども、今の葛西市場の皆さんも卸会社も仲卸の人も、それから商組の人も非常に努力して、集荷量を何とか増やしていかなければいけない、増やして行って、地盤沈下しないようにしていこうという、いろいろ努力しているわけですよ。ですから、それにいろいろな荷捌き場の施設だとか使い方だとか、さまざまな要望を持っておりますから、その葛西市場の方々の要望をよく聞いていただいて整備していただきたいということが一つと、それから、信用金庫、あそこは城北信用金庫のブランチがあるんだけれども、扱える金額がだんだん少なくなってしまったために、そこに人を置いて信用金庫としての機能を維持できないということで閉鎖するという話もあるんですよ。非常に商組の人たちも困っているというふうに言っていますものですから、そうした豊洲新市場が進出することによるさまざまな影響が出ないように努力していただきたいとお願いしておきます。答えをひとつお願いします。

○ 高橋会長 比留間幹事。

○ 比留間幹事 葛西市場につきましては、確かにこの整備計画の中に書いてございますように、「豊洲新市場建設の影響を評価し、あり方を検討する」という表現になっていますが、いずれにいたしましても葛西の市場として独自に活性化が図れるように、量販店対応とか、具体的な努力が出てきておりますので、東京都といたしましてもぜひそういう市場の活性化に取り組んでいきたいと思っております。

それから、金融機関の問題につきましては、よく業界の方々、それから金融機関と話し合って、円滑に進むように私どもとしても努力していきたいと思っております。

○ 高橋会長 よろしいですか。

○ 石井委員 結構です。

○ 高橋会長 以上、よろしゅうございますか。ありますか。

はい、横山委員。

○ 横山委員 要望というか、意見を少し申し上げたいと思います。この豊洲新市場に移転するかどうかということについては、私は議論をこの場でするのかどうかということについて、この審議会に加わらせていただいたときには既に決まっていることですので、そういうふうな方向で行くということを前提の上で、後ろ向きの議論ではなくて前向きの議論としてさせていただきたいと思います。

三点ございまして、P F Iの意義をやはり明確にしておく必要があるんじゃないかと。官民の役割分担ということ考えたときに、民の力を、P F Iという手法を使って導入することの意義ですね。当然コストの削減ということが大きな目的なんでしょうけれども、それ以外に民ができることは民にということで、どこまでできるのかということも踏まえて、パートナーシップ論ではないんですが、P P Pの新しい適用事例としてどのような取組がなされるかということについて、都民初め皆さん関心があるうと思いま

すので、このPFI手法の導入の意義をやはり関係者の皆さんにわかるように説明をしっかりとっていただきたいという要望です。

二点目の要望は、グリーン化ということで、土壌汚染の問題はあるんでしょうと。ただ、それだけではなくて、それはもし過去のをゼロ、汚染のない状態、あるいは汚染が問題にならない状態に戻すことの話でして、そのあとの話として、この豊洲新市場がどのような形で環境重視の市場運営ができるのかということを考えていただきたいと。当然ながらグリーン調達や、それからアクセス道路の整備等についてオープンスペースがどこまで確保できるのか。豊洲の当該部分の敷地だけではなくて、豊洲新市場を取り巻く面整備、そういうことについてどこまで考慮なされているのかということについてもお考えいただきたいと。

三点目は、グローバル化ということが盛んに言われております。東京都の新市場、中央卸売市場の機能というのは、都だけではなくて日本全体のモデルケースになるはずだと。そして、できれば東アジアのハブとしての貨物の、とりわけ食品のハブ機能としてどこまで耐えられる整備計画になっているのかを考えていただきたい。特に、空輸との関係でいくと、羽田との連携をどこまで豊洲新市場の整備計画で考えられているのかと。やはり羽田空港の活用というものがどこまでできるのかということも豊洲新市場の機能を考える上では非常に重要なのではないかと。それがおそらくスピードということと安全ということと、それから東京の新しいブランド化ということなんじゃないでしょうか。食で、豊洲を通すことによって場外の取引とは違った付加価値をどうやってつけていくのかと、この辺もお考えいただきたいと思います。

以上三点です。意見ですからご回答は要りません。

- 高橋会長 いいですか。
- 横山委員 はい。

○高橋会長 ご要望だそうです。

事務局よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。ございませんでしょうか。

七、閉会

○高橋会長 それでは、貴重なご意見、それからご要望等を含めまして、真剣なご討議いただきました。ありがとうございます。これをもって閉会でよろしいですか。事務局、よろしいですか。

では、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。

午後二時五十四分 閉会